

伊佐市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月28日(水) 午前9時00分から9時38分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (20人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
4番委員	9番委員	1番推進委員	8番推進委員
5番委員	10番委員	2番推進委員	9番推進委員
6番委員	11番委員	3番推進委員	10番推進委員
7番委員	12番委員	4番推進委員	11番推進委員
		6番推進委員	12番推進委員
			15番推進委員

4. 欠席委員 (5人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 9番委員 10番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第4号「非農地証明願」について
議案第5号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除・地番指定)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和3年度 第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日は、2番、8番農業委員が欠席ですが、出席人数は9名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。会長お願いします。

議長 皆様おはようございます。

利用状況調査が今月から始まっておりますが、日中は非常に暑いので水分を補給し体に気を付けて活動をお願いいたします。また、新型コロナウイルスによる感染が東京で過去最高の2,848名を記録したというニュースも入ってきておりますので、新型コロナウイルス感染対策にも気を付けて活動をお願いいたします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。9番農業委員と10番農業委員をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから2ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が7件です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、貸借について説明します。6ページの総括表をご覧ください。期間は3年から19年で面積は、合計150,378㎡で利用権を設定する者の数は14人、設定を受ける者の数は13人です。土地の詳細については資料3ページから5ページ、番号1番から15番のとおりです。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」にかかわる処分決定について提案いたします。

審議に入る前に事務局から報告がございます。

事務局 整理番号6番の譲受人 M合同会社についてご説明いたします。法人形態は合同会社であり、議決権につきましては、議決権者が4名で、事業については生産する農作物が水稻・トマトであり、作付け状況については主に水稻を161,103㎡作付けしており、経営状況は問題なく、役員については4名で、農業従事日数も要件を満たしている事、また、営農計画書、決算報告書、定款も添付されており、M合同会社につきましては、農地保有適格法人の要件を全て満たしていることを報告します。

議長 それでは整理番号1番から9番まで、一括で報告をお願いします。ご意

見・ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。
整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号1番につきまして、去る7月21日に現地調査をいたしましたの
で、私9番が報告いたします。

申請人 NRさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 YSさんは、薩摩川内市田崎町に居住される市外住民で年齢は
67歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字下原田4168番2、地目は田、地積は1、
684㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は137,533㎡で取得可能面積であります。農業従
事者は2名で、通作距離は約0.5kmで現況は良く管理された農地です。
経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ
ります。

議 長 整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号2番につきまして、去る7月23日に現地調査をいたしましたの
で、私11番が報告いたします。

申請人 NYさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は66歳です。

渡し人 NNさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字中川原1393番1で、地目は畑、地積は
2,427㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は7,650㎡で取得可能面積であります。農業従事者
は2名で、通作距離は約0.8kmで現況は良く管理された農地です。経
営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ
ります。

議長	整理番号3番について、6番農業委員の報告を求めます。
6番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る7月23日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。</p> <p>申請人 IAさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は80歳です。</p> <p>渡し人 STさんは、神奈川県横浜市青葉区に居住される市外住民で年齢は63歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口下殿字高田1174番1外1筆で、地目は田、地積は2筆合計2,240㎡で所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は48,449㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約400mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。
7番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る7月21日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。</p> <p>申請人 KKさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は70歳です。</p> <p>渡し人 AMさんは、岡山県岡山市中区に居住される市外住民で年齢は73歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈徳辺字橋口987番1、地目は田、地積は2,255㎡で所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は154,740㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.8kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>

議長	整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。
4番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る7月21日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。</p> <p>申請人 MKさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は40歳です。 渡し人 MSさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は73歳です。 申請地は、伊佐市大口白木奴ル木1048番外3筆、地目は畑1筆、田3筆、地積は4筆合計3,000㎡で所有権移転贈与になります。</p> <p>譲受人と譲渡人は親子であり、受人の経営面積は、今回贈与の農地を含め3,000㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。
10番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る7月21日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。</p> <p>申請人 M合同会社は、伊佐市大口小木原において農業に関する事業を行っている農地所有適格法人です。 渡し人 STさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は71歳です。 申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ下1813番地1外1筆、地目は田、地積は2筆合計1,905㎡で所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は160,155㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>

議長	整理番号7番について、12番農業委員の報告を求めます。
12番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る7月21日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。</p> <p>申請人 MHさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は78歳です。 渡し人 STさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は92歳です。 申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1427番4、地目は畑、地積は893㎡で所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は、7,654㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約200mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号8番について、11番農業委員の報告を求めます。
11番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る7月23日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。</p> <p>申請人 NHさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は38歳です。 渡し人 KHさんは、埼玉県所沢市に居住される市外住民で年齢は75歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈下手字比良田3251番1、地目は田、地積は107㎡で所有権移転売買になります。</p> <p>受人は今年5月に空き家バンクを利用し住宅を購入の際、付随した申請地を合わせて購入するものです。農地法第3条第2項第5号の下限面積の特例により取得可能であります。農業従事者は1名で、通作距離は住宅地に隣接しており、現況は長く耕作されていない状況ですが、今後受人が耕うんを行い自然農法で野菜を栽培する計画です。経営意欲はあり農機具等は、今後補完していく計画です。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ</p>

ります。

議長 整理番号9番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る7月21日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 TMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は77歳です。

渡し人 TTさんは、福岡県筑紫野市に居住される市外住民で年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字久木元826番外1筆、地目は田、地積は2筆合計1,609㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、今回申請の面積を加えると3,960㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から9番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数9件について9件の処分が決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について報告をお願いします。</p> <p>整理番号1番について、事務局の報告を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る7月21日、申請代理人 T行政書士立会いのもと、事務局にて調査しましたので報告いたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市大口宮人に所在する 株式会社 S 代表取締役TYさんで、一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口曾木に居住されている TTさんで、年齢は73歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口宮人字千鳥山1191番21外2筆で、地目は田が1筆、畑が2筆、地積は田で5,354㎡、畑2筆で2,596㎡、3筆合計7,950㎡です。</p> <p>所在地は、曾木の滝より西へ約2.5kmに位置しており、周囲に山林及び原野が散在していることから第2種農地その他の農地です。本申請は、先月の総会において許可されましたが、同時申請のあった農業振興地域の除外が先月申請の5筆のうち2筆が除外困難であったことから、事業の見直しを行い前回の許可につきましては申請取消しが提出されております。その後、改めて農地法第5条の申請が出されております。申請内容は前回の申請と同様で転用目的は資材置場であります。</p> <p>添付書類として、申請書、位置図、字図、全部事項証明書、事業計画書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等、会社定款が添付されており前回と同様であります。</p> <p>調査の結果、許可相当であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長	賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議 長	議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。
————— 議案第4号 —————	
議 長	議案第4号「非農地証明願」について提案いたします。 整理番号1番、2番について、事務局の報告を求めます。
事 務 局	<p>議案第4号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、去る7月21日、申請人の代理人 T行政書士立合いのもと、事務局が現地調査を行いましたので報告いたします。</p> <p>申請人 SSさんは、伊佐市菱刈南浦に居住されています。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字乱橋3011番1、地目は畑、地積は787㎡です。</p> <p>所在地は、本城小学校から南東へ約800mに位置し、北側と東側と南側は山林、西側は申請人の息子さんの自宅になります。</p> <p>非農地になった時期及び理由としては、平成10年1月に息子さんの自宅を建築した際に申請地の一部を住宅用敷地に利用するため埋め立ててしまったことによるものです。宅地以外の部分につきましては、周囲の山林からの浸食により山林化しております。</p> <p>添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図、家屋の不動産登記情報等が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については既に農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。</p>
事 務 局	<p>続きまして整理番号2番について、去る7月21日、申請人の代理人 T行政書士立合いのもと、事務局が現地調査を行いましたので報告いたします。</p> <p>申請人 SSさんは、伊佐市菱刈南浦に居住されています。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字菅田2199番2外2筆、地目は畑、地積は3筆合計3,236㎡です。</p> <p>所在地は、本城小学校から南へ約2kmに位置し、西側は畑と宅地、北側は畑、東側と南側は公衆用道路になります。</p> <p>非農地になった時期及び理由としては、申請地の地目は畑ですが地盤が浅くすぐ下に岩盤があり生産性が低かったため耕作放棄地となり平成12年5月から近くの畜産農家にロール置場として利用してもらって</p>

たとのことです。現在、牧草ロールが大量に置いてあります。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図と申請地の隣に居住している KKさんから20年以上ロール置場として使用されていたことの証明書が添付されています。

調査の結果、この申請については既に農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しましたが、委員皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番、2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第4号「非農地証明願」については2件申請のうち2件の非農地証明が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除・番地指定）について提案いたします。
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除・地番指定）について、事務局よりご説明いたします。

地番解除につきまして整理番号1番の申請人 KHさんは埼玉県所沢市に居住されている市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字比良田3251番1で、地目は田、地積は107㎡、第一総合警備株式会社から東へ約500mに位置し、宅地に隣接する農地です。

令和3年5月28日付けで空き家に付随する農地として下限面積の地番指定を行っていましたが、今回空き家と隣接する農地の売却が決定し、伊佐市空き家・空き店舗バンク実施要項第6条1項の規定により、登録台帳の抹消がありましたので、申請地について下限面積の地番指定を解除したいと思います。

事務局

続きまして、地番指定につきまして事務局よりご説明いたします。
申請人 NKさんは鹿児島市鴨池新町に居住されている市外住民です。
申請地は、伊佐市大口青木字天神ノ脇821番2外1筆、地目は畑、地積は2筆合計676㎡です。
所在地は、大口東小学校より東へ約500mに位置し家屋に付随する農地になります。添付書類として、全部事項証明書が添付されており規定により特例農地としての区域指定に関して特段問題はないと思われま
委員皆様のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第5号、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除・番地指定）について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

賛成多数。よって議案第5号、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除・地番指定）について決定いたしました。
その他。事務局お願いします。

事務局

総会資料の最終ページをお開きください。7月の月例報告をします。
5日、7月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。21日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第4回農業委員会の総会です。
8月の行事予定ですが、5日に8月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。23日が現地調査です。30日が第5回の農業委員会の総会です。

議長	月例報告は以上です。
議長	他にないでしょうか。
事務局	<p>総会資料と一緒に8月31日に開催が予定されています鹿児島県農業委員会大会について案内を差し上げたところですが、本日出欠の確認を取らせていただきたいということでお願いしておりましたので、挙手で参加確認をさせていただきます。</p> <p>(挙手による出欠確認)</p>
事務局	<p>本日欠席されている農業委員、推進委員の方には事務局から確認をさせていただきます。当日の行動予定につきましては、改めて通知を差し上げます。</p>
議長	他にございませんか。
議長	<p>(「なし」の声あり。)</p>
事務局長	<p>以上で、令和3年度 第4回農業委員会総会を終わります。 姿勢を正してください。 一同礼。 おつかれ様でした。</p> <p>【終了時間 午前9時38分】</p>

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 9 番

伊佐市農業委員 10 番